

雇用保険の受給資格者等に職業訓練等を受講させた場合の助成金

37. 職場適応訓練費

雇用保険の受給資格者等に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業について訓練を実施した場合に、その訓練費の一部を助成します。

助成内容

事業主（※1）が、雇用保険の受給資格者等（※2）に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業について、一定の期間、訓練を実施した場合に、その訓練費の一部を助成します。

【助成額】

- 一般職場適応訓練（訓練期間は6か月以内）の場合
訓練生1人につき 月額24,000円（重度の障害者25,000円）
- 短期の職場適応訓練の場合（訓練期間は2週間以内）
訓練生1人につき 日額960円（重度の障害者1,000円）

※1 次の1から5に該当する事業主であること

- 1 職場適応訓練を行う設備があること。
- 2 指導員としての適当な従業員がいること。
- 3 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。
- 4 労働基準法及び労働安全衛生法その他の法律の定める安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
- 5 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること。

※2 45歳以上の求職者等、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者等の方なども職場適応訓練の対象者となる場合もあります。

受給手続き

手続き等の詳細については、労働局又はハローワークへお尋ね下さい。